

インターネットを悪用した人権侵害は止めましょう

○インターネットの利用状況

インターネットの利用者総数は、平成18年末には約8,754万人にも上り、それに伴ってインターネットを悪用した人権侵害の事件は毎年増加し、平成18年には282件と5年間で約4倍に増えています（法務省資料）

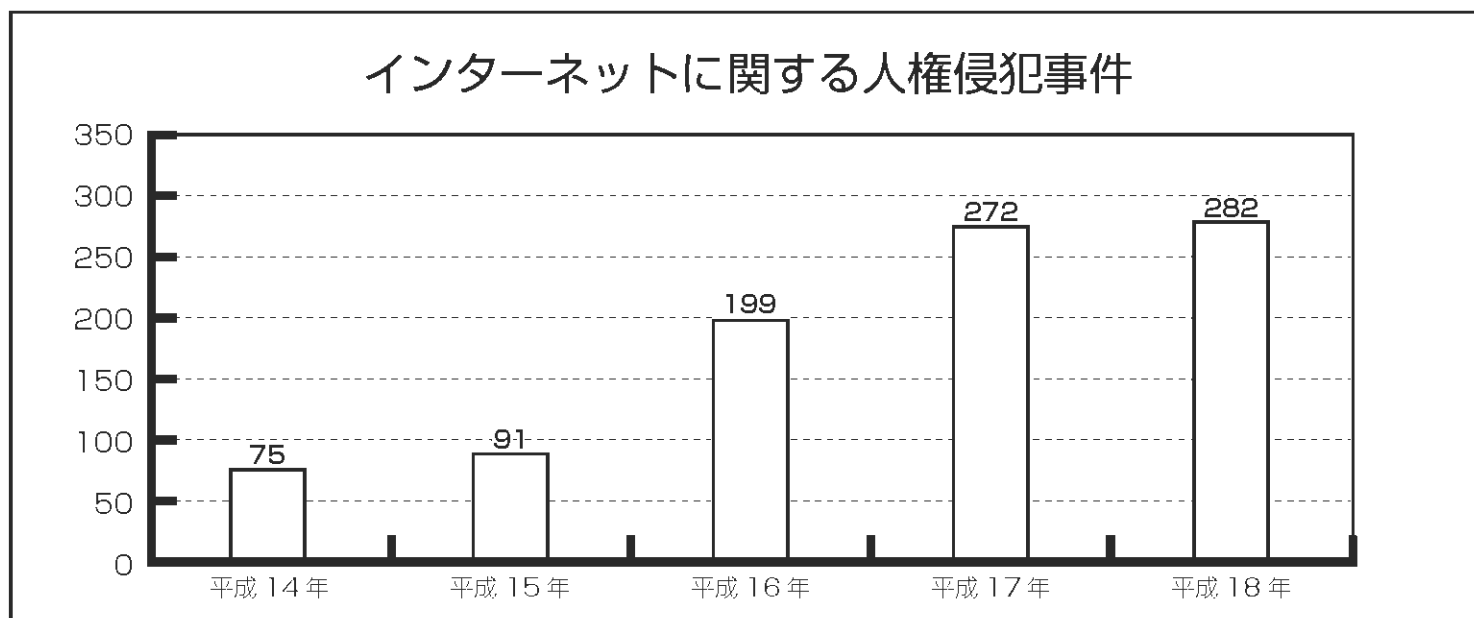
○インターネットによる人権侵害

インターネット上では不特定多数の人々に対して有害な人権侵害となる表現を発信することが可能です。その理由としては、①インターネットが一瞬にして情報を発信又は受信できること、②誰もが気軽に、しかも簡単に情報を発信又は受信できること、③誰が発信したか分からないという匿名性が挙げられます。インターネットでは誰でも自由に表現できます。だからこそ、その使い方にモラルが一層求められています。

ありもしない噂や中傷による名誉毀損や、了解を得ないで他人の住所や連絡先を公開するプライバシーの侵害をはじめ、国籍や障害を理由とする差別、実在する地域を同和地区であると特定し、その地域の住民を中傷する内容の書き込みなどを行うことは差別を助長するものであり、決して許されるものではありません。インターネットを利用する人は、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深める必要があります。

○プロバイダ責任制限法の制定

インターネット上での人権侵害による被害の回復を容易にするため、平成14年5月から、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、掲示板等に記載した人の開示請求ができるようになり、プロバイダ等が被害者からの削除要請に応じられるようになっています。



（法務省：「人権侵犯事件」統計資料参照）